

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、俸給月額及び期末手当の改定

1 秘書官の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて引き上げる。

2 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当の支給割合について、年間〇・〇五月分引き上げる。

二、施行期日等

1 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。ただし、一は平成三十年四月一日から適用する。

2 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定める。